

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等(案)」に関するパブリックコメントの募集結果について

平成21年9月
国土交通省
自動車交通局
旅客課

国土交通省では、平成21年8月8日から平成21年9月6日まで、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等(案)」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしましたところ、これに対して、22名の方からご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち同内容のものは適宜集約して掲載しております。また、ご意見の概要につきましては、本件に直接関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。